

平成 25 年 8 月 9 日

会員各位

一般社団法人北海道老人保健施設協議会
会 長 星野 豊

北海道社会貢献賞（介護老人保健施設事業功労賞）

候補者の推薦について（依頼）

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて上記表題につきまして、北海道保健福祉部長から別紙の通り、依頼がございました。

当協議会としても、本表彰は介護老人保健施設の運営に日々尽力されている方々の労に報いるものであるとともに、会員施設の活性化にも有用なものと理解し、候補者の推薦に対しまして、積極的に協力することといたしました。

今後、各総合振興局および保健所設置市を通じて、会員各位に依頼がございます。本表彰の趣旨をご理解の上、積極的に推薦いただけますようお願い申し上げます。

謹白

一般社団法人北海道老人保健施設協議会

担当 事務局長 池田 鉄兵

社会医療法人恵和会 介護老人保健施設アメニティ西岡内

〒062-0034 札幌市豊平区西岡 4 条 4 丁目 1 番

Tel 011-854-5510 FAX 011-854-3425

高 福 第 539 号
平成 25 年 8 月 9 日

一般社団法人北海道老人保健施設協議会長 様

北海道保健福祉部長

北海道社会貢献賞（介護老人保健施設事業功労者）について（依頼）

本道の高齢者保健福祉行政の推進につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、道では、介護老人保健施設関係事業の発展向上に貢献し、老人保健福祉行政の推進に功績のあった者に対し、その功労を讃えることを目的として北海道社会貢献賞の表彰を行っており、今年度におきましても、別添写しのとおり、各総合振興局（振興局）及び保健所設置市を通じて広く候補者を集約し、選定にあたることとしております。

つきましては、貴会におかれましても、各施設から積極的に候補者が推薦されるよう、周知についてご協力をお願いいたします。

連絡先 福祉局高齢者保健福祉課
高齢者計画推進グループ
担 当 渡部
T E L 011-231-4111（内 25-663）
F A X 011-232-8308

北海道社会貢献賞（介護老人保健施設事業功労者）表彰事務取扱要領

〔沿革〕 平成16年6月1日制定
平成18年4月1日改正
平成22年4月1日改正

1 趣旨

「北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づく介護老人保健施設事業功労者の表彰の事務の取扱については、「北海道表彰事務取扱要領（平成10年4月1日人事第40号総務部長通知）」及び「北海道知事表彰保健福祉部関係事務取扱要領（平成10年11月30日保総第1662号）」によるほか、この要領の定めるところによる。

2 目的

本表彰は、多年にわたり北海道内における介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）（以下「法」という。）第8条25項に定める介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）関係事業の発展向上に貢献し、老人保健福祉行政の推進に顕著な功績があった者に対して、北海道知事がその功績をたたえ、その功労に報いるとともに老人保健福祉行政の推進に寄与することを目的とする。

3 被表彰者の推薦の基準

表彰の対象者は、次に掲げる者であって、北海道内において介護老人保健施設関係事業の発展向上に顕著な功績があった者とする。

(1) 介護老人保健施設の長として、原則20年以上業務に尽力し、その功績が顕著であり、かつ現在に在職している者であって、当該年4月1日現在において50歳以上の者。

ア 「施設の長」とは、法第95条により介護老人保健施設を管理する者又は介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）第136条第1項第2号に定める代表者をさすものとする。

イ 「原則20年以上業務に尽力し」とは、以下の(ア)から(ウ)のいずれかを満たす場合を含む。

(ア) 介護老人保健施設の長として、おおむね10年以上の経歴を有する者であって、介護老人保健施設の従事者としての経歴を通算して、20年以上である。

(イ) 介護老人保健施設の長として、おおむね10年以上の経歴を有する者であって、介護老人保健施設の従事者としての経歴と通算して15年以上となり、これに加えて、介護老人保健施設以外の、保健衛生施設、医療施設及び社会福祉施設の従事者としての経歴を通算して、20年以上である。

(ウ) 複数の介護老人保健施設の長としての経歴を通算して、20年以上である。

ウ 代表者の場合は、別紙1に掲げる専権業務を行っている者に限り表彰の対象とする。

(2) 介護老人保健施設の従事者として、原則20年以上業務に尽力し、その功績が顕著であり、かつ現在に在職している者であって、当該年4月1日現在において45歳以上の者。

ア 従事者とは、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第40号）第2条第1項各号に定める職員をさすものとする。

イ 「原則20年以上業務に尽力し」とは、以下の(ア)又は(イ)のいずれかを満たす場合を含む。

(ア) 介護老人保健施設の従事者として、15年以上の経歴を有する者であって、介護老人保健施設以外の保健衛生施設、医療施設及び社会福祉施設の従事者としての経歴を通算して、20年以上である。

(イ) 複数の介護老人保健施設の従業者としての経歴を通算して、20年以上である。

ウ 同一年度において、同一の施設からの複数の推薦は認めない。

エ 同一年度において、同一の施設から「施設の長」の推薦を行う場合は、推薦を認めない。

4 勤務年数の算定

(1) 3「被表彰者の推薦の基準」の(1)又は(2)に定める勤務年数が断続しているときは、前後通算す

る。

(2) 病気等に伴う休職期間及び無給嘱託職員としての期間は、勤務年数から除外する。

5 被表彰者の推薦

(1) 被表彰者の推薦は、当該被表彰者が所属する施設の所在地に応じて次の者が行うものとする。

区 分	推 薦 主 体
地域保健法に基づく保健所を設置する市の場合	市長
上記以外の場合	施設所在地を所管する総合振興局（振興局）の保健福祉室長又は地域保健室長

(2) 被表彰者の推薦は、別記様式 1～3 により行う。

6 表彰から除外する者

3「被表彰者の推薦の基準」に該当する者であっても、次の各号の一に該当する者は除外する。

- (1) 春秋叙勲又は褒章条例による藍綬褒章、黄綬褒章を受けた者
- (2) 平成 15 年 4 月 1 日以降、介護老人保健施設事業功労者厚生労働大臣表彰を受けた者
- (3) 昭和 63 年 4 月 1 日以降、同一の事績により北海道知事の表彰を受けた者
- (4) その他表彰することが適当でないと認められる者

7 被推薦者数及び被表彰者数

被推薦者及び被表彰者の数は次のとおりとする。

表彰の区分	被推薦者数	被表彰者数
施設の長	推薦主体ごと 1 名以内	4 名
従事者	推薦主体ごと 2 名以内	8 名

8 被表彰者の選考

被表彰者の選考は、別紙 2「北海道社会貢献賞（介護老人保健施設事業功労者）被表彰者選考基準調書」により採点する。

9 表彰の方法

表彰は、表彰状のほか副賞を添えて行うものとする。

10 表彰の時期

表彰は、毎年別に定める日に実施するものとする。

11 表彰の事務

表彰に関する事務は、保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課において行う。

附則

この要領は、平成 16 年 6 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

介護老人保健施設代表者の専権業務について

1 施設経営に関する業務

(1) 人事管理

- ア 各セクションの利用者数に応じた、適正な人事の配置を常時検討しているか
- イ 職員の昇給、賞与の査定のために管理者から定期的に報告を受けて行う、業務遂行能力等の人的評価を行っているか
- ウ 職員の勤務状況を常時把握し、研修、賞罰等に反映させるための勤怠評価を行っているか
- エ 欠員の都度の職員採用を行っているか

(2) 財務管理

- ア 年間の収支見込を試算するとともに、定期的に請求決済（介護報酬、自己負担等）を行っているか
- イ 年間を通して支払決済（一定額は管理者に委任し、後に報告を受ける。高額なものについては直接執行）を行っているか

(3) 業務管理（基本的にこの部分を管理者に委任）

- ア 常時、苦情への対応（軽微なものは管理者で対応し、後に報告を受ける。重大なものについては直接対応）を行っているか
- イ 業務の執行状況について管理者から定期的に報告を受け、実地指導、第三者評価等について適時対応しているか

(4) 危機管理

- ア 通年 24 時間対応可能な危機管理体制の維持（例：受傷・死亡事例発生時、食中毒・施設内感染発生時）に努めているか

(5) 幹部職員教育

適時適切な幹部職員に対する教育を行っているか。

（例）

- ・ 制度改正時、関係通知の受理時
 - ・ インフルエンザ、レジオネラ症、食中毒の流行時期
 - ・ 疥癬等施設内感染の発症、骨折事故等の発生時
 - ・ 重大な苦情の発生時
- 等

2 地域における連携業務

地域における関係機関、関係団体との連携を図っているか

（例）

- ・ 自治体審議会、サービス評価委員会
 - ・ 県老人保健施設協会団体行事
 - ・ 介護認定審査会
 - ・ 医師会
- 等

別紙2

北海道社会貢献賞（介護老人保健施設事業功労者）被表彰者選考基準調書

1 施設の長

(1) 基準調書

次の表の項目ごとの点数の合計が高い者を優先する。

従事年数による評価				年齢による評価		事業への貢献度に対する評価（複数の選択可）	
現 職		前 歴					
在職年数	点数	従事年数	点数	年齢	点数	内 容	点数
19年以上	10	19年以上	10	75歳以上	10	(社)全国老人保健施設協会の会長表彰を受けたことがある	4
18年	9	18年	9	72～74	9	その他行政機関から表彰を受けたことがある	3
17年	8	17年	8	69～71	8	(社)全国老人保健施設協会の役員を歴任したことがある	3
16年	7	16年	7	66～68	7	北海道老人保健施設協議会の役員を歴任したことがある	2
15年	6	15年	6	63～65	6	行政機関の審議会や諮問機関等の委員を歴任したことがある	2
14年	5	14年	5	60～62	5	外部研修会での講師やシンポジウムでの座長等の経験がある	2
13年	4	13年	4	57～59	4	パネルディスカッションでのパネリスト等の経験がある	1
12年	3	12年	3	54～56	3	職員の育成や指導に努めていると認められる	1
11年	2	11年	2	51～53	2	入所（利用）者処遇の向上に努めていると認められる	1
10年	1	10年以下	1	50歳	1	利用者や住民から信頼を寄せられていると認められる	1

(2) 同点になった場合の選考方法

1の(1)で同点になった場合は、次の項目の順番に従い点数の高い者を優先する。

- ① 「従事年数による評価」の「現職の在職年数」の点数の高い者を優先する。
- ② 「年齢による評価」の点数の高い者を優先する。
- ③ 「事業への貢献度に対する評価」の点数の高い者を優先する。

2 従事者

(1) 基準調書

次の表の項目ごとの点数の合計が高い者を優先する。

従事年数による評価				年齢による評価		事業への貢献度に対する評価（複数の選択可）	
現 職		前 歴					
在職年数	点数	従事年数	点数	年齢	点数	内 容	点数
19年以上	10	19年以上	10	70歳以上	10	(社)全国老人保健施設協会の会長表彰を受けたことがある	4
18年	9	18年	9	67～69	9	その他行政機関から表彰を受けたことがある	3
17年	8	17年	8	64～66	8	(社)全国老人保健施設協会の役員を歴任したことがある	3
16年	7	16年	7	61～63	7	北海道老人保健施設協議会の役員を歴任したことがある	2
15年	6	15年	6	58～60	6	(社)全国老人保健施設協会主催の全国介護老人保健施設大会	2
14年	5	14年	5	55～57	5	において演題発表を行い、優秀演題に選出されたことがある	
13年	4	13年	4	52～54	4	研修会等での研究発表や、パネルディスカッションでのパネ	1
12年	3	12年	3	49～51	3	リスト等の経験がある	
11年	2	11年	2	46～48	2	入所（利用）者処遇の向上に努めていると認められる	1
10年	1	10年以下	1	45歳	1	利用者や住民から信頼を寄せられていると認められる	1

(2) 同点になった場合の選考方法

2の(1)で同点になった場合は、次の項目の順番に従い点数の高い者を優先する。

- ① 「従事年数による評価」の「現職の在職年数」の点数の高い者を優先する。
- ② 「年齢による評価」の点数の高い者を優先する。
- ③ 「事業への貢献度に対する評価」の点数の高い者を優先する。